《入札に係る特記事項》

入札件名　①令和５年度　東隈浄水場その他施設庭木管理及び草刈業務
　　②令和５年度　埋金浄水場その他施設庭木管理及び草刈業務
　　③令和５年度　原町浄水場その他施設庭木管理及び草刈業務
　　④令和５年度　庁舎関連施設庭木管理及び草刈業務
履行場所　①那珂川市東隈１丁目 9-1：東隈浄水場他
　　②那珂川市大字埋金 815-1：埋金浄水場他
　　③春日市原町２丁目 38-2：原町浄水場他
　　④春日市原町２丁目 30-2：他
履行期間　契約締結の日の翌日から令和６年３月８日まで

質疑について　※ 事業課に直接質問することは厳禁です！

本件入札の質疑については、必ずメールにてお問い合わせください。
（メールアドレス：keiyaku@kasuga-nakagawa-suido.or.jp）
質疑の送信後は、必ず電話連絡で受領を確認してください。
質疑の回答は、すべての質疑項目について入札参加者全員にメールで回答します。
質疑締切　令和５年４月１２日（水）午後５時００分まで
回答日時　令和５年４月１４日（金）午後５時００分まで
※質疑が無い場合は、質疑無しの連絡は不要です。

入札注意事項

入札は①⇒②⇒③⇒④の順番に行います。
①の落札業者は、②、③、④の案件には不参加となります。
②の落札業者は、③、④の案件には不参加となります。
③の落札業者は、④の案件には不参加となります。

入札書の記載金額について

入札書には、当該案件に係る消費税抜き総額を記載してください。
複数件数での入札において、辞退する案件がある場合は、該当する金額欄に「辞退」と記入してください。（全てにおいて辞退する場合は辞退届を提出してください。）

内訳書の提出について

本案件は、内訳書の提出は不要です。

最低制限価格

本案件は、最低制限価格の適用はありません。

契約保証金

契約金額の１００分の１０以上とします。ただし、春日那珂川水道企業団契約事務規程第３０条の規定により免除とすることがあります。

支払条件

原則として業務完了後の支払いとします。前金払・中間前金払・部分払 については、それぞれ春日那珂川水道企業団契約事務規程第４３条・第４４条・第４５条の規定によります。

その他

一括委任または一括下請負は、堅く禁止します。

問合せ先

春日那珂川水道企業団　総務課　契約担当
ＴＥＬ　０９２－５７１－７００１　　ＦＡＸ　０９２－５７４－４９６０